

## 会津美里町まちづくり町民会議設置要綱

### (設置)

第1条 情報共有と住民参加のまちづくりを推進するため、会津美里町まちづくり町民会議(以下「町民会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 町民会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 情報共有と住民参加のまちづくり推進条例(仮称)(以下「住民参加推進条例」という。)に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

2 町民会議は、前項の協議の結果を町長に提言するものとする。

### (組織等)

第3条 町民会議は、町内に在住し、又は通勤する満18歳以上の者を対象として町長が行う公募に応じたすべての者で組織する。

2 町民会議の円滑な推進を図るため、運営会議を設置する。

3 運営会議は、町民会議の委員若干名で組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、住民参加推進条例の施行日までとする。

### (会議)

第5条 町民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 町民会議は、座長が招集し主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは副座長がその職務を行う。

4 町民会議は、原則として公開で行うものとする。

### (委員以外の者の意見陳述等)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、町民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

### (報酬)

第7条 委員の報酬は、無報酬とする。

### (庶務)

第8条 町民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、座長が町民会議に諮って別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。